

申立時に必要な郵便切手の一覧表(家事調停・人事訴訟)

釧路家庭裁判所本庁版(令和5年10月現在)

釧路管内支部及び出張所においては、各庁の実情に応じて変更している部分がありますので、釧路家庭裁判所本庁以外に申立しての場合は、各庁にお問い合わせください。

手続関係者の人数や個別の申立ての内容などによって、増額又は減額して提出していただくことがあります。

家事調停の申立て						
夫婦関係や男女関係に関する調停の申立て	500円	100円	84円	50円	10円	合計
夫婦関係調整調停(離婚)		1	6		6	664
夫婦関係調整調停(円満)		1	6		6	664
内縁関係調整調停		1	6		6	664
婚姻費用の分担請求調停(※)		1	6		6	664
財産分与請求調停(※)		1	6		6	664
年金分割の割合を定める調停(※)		1	6		6	664
慰謝料請求調停		1	6		6	664
離婚後の紛争調整調停		1	6		6	664
協議離婚無効確認調停	4	3	8		10	3,072
親族関係に関する調停の申立て	500円	100円	84円	50円	10円	合計
親族関係調整調停		1	6		6	664
扶養請求調停(※)		1	6		6	664
子どもに関する調停の申立て	500円	100円	84円	50円	10円	合計
親権者変更調停(※)		1	6		6	664
養育費請求調停(※)		1	6		6	664
面会交流調停(※)		1	6		6	664
子の監護者の指定調停(※)		1	6		6	664
子の引渡し調停(※)		1	6		6	664
親子関係不存在確認調停	4	3	8		10	3,072
嫡出否認調停	4	3	8		10	3,072
認知調停	4	3	8		10	3,072
離縁調停		1	6		6	664
相続に関する調停の申立て	500円	100円	84円	50円	10円	合計
遺産分割調停(※)		2×相続 人数分	6×相続 人数分		6×相続 人数分	764×相 続人数分
寄与分を定める処分調停(※)		140円切手×相続人数分				
特別の寄与に関する処分調停(※)		1×相手 方人数分	6×相手 方人数分		6×相手 方人数分	664×相 手方人数 分
遺留分減殺による物件返還請求調停 (令和元年7月1日より前に開始した相続に限る)		1	6		6	664
遺留分侵害額の請求調停 (令和元年7月1日以降に開始した相続に限る)		1	6		6	664
遺産に関する紛争調整調停		1	6		6	664

※印の申立てについては、1, 194円分の切手2組又は相続人数分(相手方人数分)が追加になることがあります。

人事訴訟の申立て						
人事訴訟の訴え提起	500円	100円	84円	50円	10円	合計
離婚	8	5	9		12	5,376